

障がい学生支援に関する指針

2016年4月1日制定

1. 基本方針

- (1) 本学における障がいのある学生への修学及び生活支援は、(※) 障害者基本法第2条第1号に規定する障がいのある学生本人及び保護者からの支援要請に基づいて行う。
- (2) 障がいのある学生と健常の学生がともに学ぶことを通して、双方が共生社会を担う社会人として成長することを目指す。
- (3) 成績評価については、学内基準に基づき、障がいの有無・程度にかかわらず、健常の学生と同様に扱う。ただし、授業における配慮や試験方法（時間延長、別室受験、支援用機器の利用、受験形態の変更等）の配慮については、要請の合理性を勘案して行う。

2. 支援の流れ

- (1) 支援の内容は、受験時、入学時、学年変更時、就職活動時の面談の際に、大学と本人及び保護者が十分話し合い、合意形式を図った上で合理的配慮を行う。
- (2) 相談の担当窓口について、初回時の面談は原則として学生部が担当する。
- (3) 障がいのある学生一人ひとりの支援の要望に基づき、関係部署と緊密に連携、協力して個別対応を行う。

3. 改廃

この指針の改廃は、学生指導委員会の審議を経て、学長が決定する。

- (※) 障害者基本法第2条第1号に規定する障がい者とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（難病に起因する障がいを含む。以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。